

令和6年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第113号

令和6年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月27日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年9月4日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第3回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月27日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦	事務局課長補佐 横 関 智 之
----------------	-----------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長補佐	高橋祐樹
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

建設土地改良課長の代理で高橋課長補佐が出席しておりますので、御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、本会議の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 令和 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 1 号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 14 議案第 2 号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

日程第 15 議案第 5 号 まんのう町公民館条例の一部改正について

日程第 16 議案第 6 号 字の区域の変更について

日程第 17 議案第 7 号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）

日程第 18 議案第 8 号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 19 議案第 9 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号

日程第 20 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、5 番、京兼愛子君、6 番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 おはようございます。それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月9日に全員協議会室におきまして、委員4名、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議において当委員会に付託された案件は、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号と議案第5号、議案第7号、議案第8号の7件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費等の状況、被保険者状況等についてと直営診療施設歯科及び内科診療所の運営状況、施設管理費、医業費、診療報酬、受診者数の推移等についての説明がありました。

委員より、傷病手当金について質疑があり、執行部より、コロナ感染症に関するものが2件あったとの答弁がありました。

委員より、医療用機械器具費の修繕料について質疑があり、執行部より、造田診療所の超音波診断装置のバッテリー交換であるとの答弁がありました。

次に、認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、被保険者数の状況などについて説明があり、特に質疑等はありませんでした。

次に、認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、総務費、介護認定審査会費、介護サービス等諸費、支援サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、包括的支援事業費・任意事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、基金積立金、要介護等認定者数、介護保険サービス利用者数などについて説明がありました。

委員より、要介護等の認定者数と介護度ごとの増減について質疑があり、執行部より、人口の自然減と年齢層の変化による要介護等の認定割合や要介護等の進行割合が複合的に影響して増減しているとの答弁がありました。

次に、認定第7号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、総務管理費、施設管理費、公債費、維持管理基数などについて説明があり、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正について。

初めに、本件は当常任委員会へ付託された案件であります、9月4日の定例会本会議

において、議員からの料金設定に関する質疑を踏まえて、慎重な審査をお願いすると申し添えました。

続いて、執行部より、本条例改正は四条公民館の増改築に伴い、新たに設けた多目的ホールの使用料及び冷暖房使用料を改正するものであり、使用料等の算定については、満濃農村改善センターや近隣市町の類似施設のホール料金等を参考に算出したもので、施行は令和6年10月1日からとしている。また、本会議における議員からの質疑の件については、今後、利用状況などを調査・研究し、検討するとの説明がありました。

委員より、四条公民館の多目的ホールは一般的なホールの規模ではないので、公民館内の広い一室と考えた料金設定はできないのかとの質疑があり、執行部より、多目的ホールはなぎなたなど運動競技も利用できる設計としており、また、ステージも設営されているため、講演会や発表会など多目的に利用できるホールとして設定しているとの答弁がありました。

委員より、条例で料金区分を定めているが、施設の利用状況により、弾力的な運用はできるのかとの質疑があり、執行部より、公民館長等と連携しながら弾力的運用を心がけ、住民負担の軽減に努めるとの答弁がありました。

また、委員より、住民が利用しやすい施設、料金設定となるよう、今後も調査・研究を十分に行ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）では、執行部より、当該事業について、契約条項に基づき、急激な物価上昇に対応する契約条項の履行による増額と、大規模修繕に関するもの及びシステムサーバーの更新業務発生による増額の変更契約であるとの説明がありました。

委員より、今回は急激に物価が上昇したため、契約条項に従い対応するものだが、物価が大幅に下がる場合について質疑があり、執行部より、急激な物価変動があった場合は見直しをする。なお、基本的に5年に一度の見直しを行うとの答弁がありました。

次に、議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、執行部より、令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止されることに伴い、香川県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要になったもので、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明があり、特に質疑等はありませんでした。

以上が議案等の審査であった主な質疑、答弁の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定について、全会一致で認定。認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第7号 令和5年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第5号 まんのう町公民館条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）、全会一致で可。議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月11日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された案件は、認定第5号、認定第6号と議案第2号、議案第6号の4件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

初めに、認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、決算額1億6,933万4,000円、前年度対比マイナス8.6%、供用開始人口2,663人、接続人口1,921人、公共下水道普及率15.4%などの説明がありました。

次に、認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、執行部より、決算額2,454万4,000円、前年度対比マイナス16.3%、施設費627万3,000円、公債費1,827万1,000円と営業実績の供用開始人口460人、接続人口368人などの説明がありました。

以上、2件につきましては、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第２号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正については、主に子育て世代にある若者がまんのう町内に移住または定住するための住宅取得施策として、平成２７年４月より期限付で施行し、過去１０年間では毎年申請が５０件程度で推移し、延べ件数が４５０件を超えており、本町の人口減少対策など、地域の活性化に寄与している制度である。今回、本条例の有効期限である令和７年３月３１日を令和１２年３月３１日まで５年間再度延長することで、引き続き、若者の町内への移住・定住を促進するとともに、空き家の利活用の強化として、中古住宅を購入した際の補助率や上限額を引き上げ、空き家バンク制度と併せてさらなる活性化を図るものであるとの説明がありました。

委員より、現行では規則で定めているものを今回の改正により条例で定めることとした理由について質疑があり、執行部より、現行では条例、規則及び要綱での運用となっているが、今回、全体的に見直しを行い、改正後は条例及び規則により運用し、重要なものについては条例で定めることとしたとの答弁がありました。

委員より、今回の改正で中古住宅の補助率や上限額を引き上げることの趣旨について質疑があり、執行部より、今回の改正で中古住宅の補助の上限額を県内自治体トップと同額の１００万円に引き上げ、また、新築住宅補助が県内最高額の１５０万円であることから、この改正が移住・定住の促進につながることを期待しているとの答弁がありました。

次に、議案第６号 字の区域の変更について、執行部より、土地改良法第８５条第１項の規定により、まんのう町炭所西において、まんのう町土地改良区が事業主体として農地耕作条件改善事業塩田地区を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものであるとの説明がありました。特に質疑等はありませんでした。

以上が議案等の審査の主な質疑、答弁の報告です。

また、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第４１条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第５号 令和５年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第６号 令和５年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第２号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について、全会一致で可。議案第６号 字の区域の変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月17日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてと、議案第9号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について、それぞれの所管部分の質疑等の報告がありました。

報告内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いします。

今定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、認定第1号と議案第1号、議案第9号の3件であります。

執行部より詳細な説明を受け、審査を行いましたので、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会の質疑も含めて御報告申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、総務費の一般管理費では、委員より、本町では教育、医療関係の専門職員はいるが、手薄な部署がある。人材を育成するにはある程度の年数が必要なので、県との人事交流や退職した県職員を採用することについて質疑があり、執行部より、現在、建設土地改良課に県職員OBの技術職を1名、農林課に県の課長OBを1名採用しており、今後も専門職員として県職員OBの採用を考えたいとの答弁がありました。

総務費の文書広報費では、委員より、町広報誌の全面カラー化について質疑があり、執行部より、費用の面から全面カラーは難しいが、今年度は成人式の月に当たる広報誌についてはオールカラーを予定している。また、町広報誌とホームページとの連携や誘導の強化を図り、ホームページ上でカラー写真などにより広報できるようにしたいとの答弁がありました。

総務費の地方創生事業費では、委員より、愛が満々カップル創生事業の実績がなかったことと、実施団体からの要望や今後の町の関わり方について質疑があり、執行部より、今回、ひまわりまつりとの共同開催を予定していたが、ひまわりまつりが中止になったため事業を実施できなかった。また、実施団体からはイベント開催の周知の要望を聞いているが、町として十分にサポートできていないため、実施団体と意見交換の場を持ち、町としての関わり方を検討したいとの答弁がありました。

委員より、体験型ふるさと納税返礼品について質疑があり、執行部より、返礼品は町内3か所のゴルフ場の利用券や阿讃琴南の宿泊券などであるとの答弁がありました。

総務費の選挙費では、委員より、令和4年度末に総務常任委員会で選挙改革の要望書をまとめ、議長を通じて選挙管理委員会に提出したが、その後、選挙管理委員会でどのような協議がされているかとの質疑があり、執行部より、今後の取組として期日前投票所を琴南支所で開設予定であり、投票所の統合については具体的な検討もされているようだが、町民の方の理解が大切であり、町政懇談会などで十分に周知していきたい。また、投票時間の短縮は投票率との関係もあり、県の選挙管理委員会と慎重な協議が必要であるとの答弁がありました。

民生費の認定こども園費では、委員より、四条こども園駐車場の土地購入について質疑があり、執行部より、土地の購入単価は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいた単価であるとの答弁がありました。

衛生費の保健衛生総務費では、委員より、不妊治療を受ける方が多いと聞くが、不妊不育治療助成の実績について質疑があり、執行部より、申請は23件あったが、治療の特性により長期間の治療など年度をまたぐ場合もあり、年度単位での正確な件数はつかみにくいのとの答弁がありました。

消防費の防災対策費では、委員より、避難所における女性職員の役割が大きいと思われるが、本町の避難所での運営体制について質疑があり、執行部より、大規模な災害の場合は全職員での対応となるが、その他の災害時に避難所を開設した場合において、昼間は女性職員も対応するように検討しているとの答弁がありました。

以上が認定第1号に対する主な質疑等の報告です。

次に、議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、執行部より、会計年度任用職員の待遇改善の一環として、会計年度任用職員の間で責任の度合いが著しく重いと認められる者に対して、給料に加算できる金額の上限を一律1万円から給料月額額の100分の25へ改正するものであるとの説明がありました。

委員より、加算基準の明確化と対象職員への周知について質疑があり、執行部より、対象職員は正規職員の育児休業などで臨時的に会計年度任用職員がクラスの担任となる場合の保育教諭を想定しており、議案が可決されれば、詳細を規則で定めた上で10月から周知するとの答弁がありました。

次に、議案第9号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号では、執行部より、歳入歳出それぞれの総額に1億998万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億4,638万3,000円とする。また、小学校給食調理業務委託に係る債務負担行為を設定するものである。

歳出に関する主なものとして、民生費で隣保館費の増額と衛生費の県広域水道企業団負担金の増額であるとの説明がありました。

民生費の隣保館費で、委員より、舗装整備する長尾会館駐車場に私物が放置されているようなので、舗装工事後は適正に管理するようにと意見があり、執行部より、撤去後に舗

装工事を行うので、工事完了後も適正に管理していくとの答弁がありました。

以上が議案等の審査であった主な質疑、答弁などです。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第1号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることにし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第6、認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第1号 令和5年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第7、認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第2号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第8、認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第3号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第9、認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第4号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10 認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第10、認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第5号 令和5年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11 認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第11、認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第6号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第１２ 認定第７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第１２、認定第７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第７号 令和５年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第１３ 議案第１号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第１３、議案第１号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 2 号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 1 4、議案第 2 号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 2 号 まんのう町若者定住促進条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 5 号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 1 5、議案第 5 号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 5 号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 6 号 字の区域の変更について

○大西樹議長 日程第 1 6、議案第 6 号 字の区域の変更についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）

○大西樹議長 日程第17、議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 事業変更契約の締結について（まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○大西樹議長 日程第18、議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第９号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号

○大西樹議長 日程第１９、議案第９号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第９号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０ 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第２０、閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的、円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和６年第３回まんのう町議会定例会を閉会します。

閉会 午前１０時１８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月27日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員